

# 島根県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

## 令和8年度分から保険料率が変わります

令和8年度の保険料率は、2月12日に開催された島根県後期高齢者医療広域連合議会において次のとおり決定しましたので、お知らせします。

		令和6・7年度	令和8年度
基礎賦課額分	均等割額	50,160円	57,170円
	所得割率	10.08%	10.02%
子ども・子育て支援納付金賦課額分	均等割額	-	1,370円
	所得割率	-	0.26%

※ これらの保険料率が反映されるのは10月の年金引き取り分からです。

※ 令和8年度から「子ども・子育て支援納付金賦課額分」の保険料率（均等割額・所得割率）が新設されます。

※ 子ども・子育て支援金制度については裏面をご参照ください。

## 保険料の決まり方

4月から翌年3月までの年間保険料は、被保険者お一人ごとに、前年の所得の状況によって計算し7月にお知らせします。なお、保険料の軽減制度が適用されることがあります。

	均等割額	所得割額	年間保険料限度額
基礎賦課額分	57,170円	賦課のもととなる所得金額 × 所得割率10.02%	850,000円
子ども・子育て支援納付金賦課額分	1,370円	賦課のもととなる所得金額 × 所得割率0.26%	21,000円

※ 「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等（「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額）から基礎控除43万円を差し引いた額です。

保険料の軽減制度については次頁をご覧ください>>

# 保険料の軽減について

## 均等割額の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額に応じて、均等割額を軽減します。

総所得金額等の合計が 次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額	
43万円 [+10万円×(年金・給与所得者の数-1)] 以下	7割軽減	基礎賦課額分	17,151円
		子ども・子育て支援 納付金賦課額分	411円
43万円 [+10万円×(年金・給与所得者の数-1)] +31万円×(被保険者数)以下	5割軽減	基礎賦課額分	28,585円
		子ども・子育て支援 納付金賦課額分	685円
43万円 [+10万円×(年金・給与所得者の数-1)] +57万円×(被保険者数)以下	2割軽減	基礎賦課額分	45,736円
		子ども・子育て支援 納付金賦課額分	1,096円

※ 基礎賦課額分7割軽減対象者については、更に2分(合計7割2分)減額されます。

※ [ ]内の計算は世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合に限ります。

- 世帯主は後期高齢者医療制度の被保険者ではない場合も含まれます。
- 前年度の1月1日に65歳以上の方は軽減判定の際に限り公的年金の所得から15万円を限度として控除します。
- 軽減判定の際「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合などの課税の特例」の適用はありません。
- 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- 軽減判定は、賦課期日(4月1日または資格取得日)時点で行われます。

令和8年度保険料率に関するお問い合わせはこちら

島根県後期高齢者医療広域連合 〒690-0887 松江市殿町8番地3 TEL: 0852-20-7526

## 子ども・子育て支援金について

子ども・子育て世帯を支援するため、令和8年度から後期高齢者医療制度において「子ども・子育て支援納付金」が新設されました。児童手当の拡充など、子ども・子育て支援の給付の拡充に充てられます。

詳しくはこども家庭庁コールセンターや、こども家庭庁ホームページからお問い合わせください。

### 支援金の徴収の流れ



お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター

0120-303-272(受付時間 平日9時から18時)